令和５年度第２回品川区障害者差別解消支援地域協議会　議事要旨

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日時 | 令和６年２月１６日（金）　午後３時００分～午後５時００分 |
| 開催場所 | 品川区役所第二庁舎４階　災害対策本部室 |
| 出席者 | 近藤会長、 | 中村副会長、 | 吉澤委員、 | 木下委員、 | 佐野委員、 |
| 中村委員、 | 伊藤委員、 | 三ッ橋委員（代理出席）、 | 八束委員、 |
| 松木委員、 | 松井委員、 | 島委員、 | 中山委員、 | 佐藤委員、 |
| 菊地委員、 | 島崎委員、 | 大胡田委員、 | 伏見委員、 | 庄田委員、 |
| 紙子委員 |  |  |  |  |
| 欠席者 | 岩間委員、 | 加藤委員、 | 三輪委員 |  |  |
| 議題 | １．開会２．議事（１）障害者差別に関する相談等の障害者団体へのヒアリング結果報告（２）事例検討（３）その他３．閉会 |
| 配布資料 | 資料１　委員名簿資料２　障害者差別に関する相談等の障害者団体へのヒアリング結果資料３　品川区における障害者差別に関する相談の流れ |

**１．開会**

　○障害者施策推進課長 挨拶

　○近藤会長 挨拶

**２．議事**

**（１）障害者差別に関する相談等の障害者団体へのヒアリング結果報告**

|  |  |
| --- | --- |
| 近藤会長 | 資料２「障害者差別に関する相談等の障害者団体へのヒアリング結果」についての報告。　前・後期で、地域協議会に参加する団体の皆さまより、話を伺う機会を持つことができました。前期は６月から７月にかけて、品川区手をつなぐ育成会、品川区重症心身障害児（者）を守る会、品川区肢体不自由児・者父母の会の皆さまに話を伺いました。後期は１２月から１月にかけて、品川区身体障害者友和会、品川区精神保健福祉家族会（かもめ会）、品川区聴覚障害者協会、品川区視覚障害者福祉協会の皆さまに話を伺いました。　前期では、月に１回の会員で集まる機会やイベント等の際に、相談を受けることがあったり、あるいは、これまで障害者差別に関する相談を受けるということを団体として明示して行っていなかったため、相談を受けることがそれほどなかったりといった話を伺えました。また、相談がある場合も、団体の役員等に直接相談があることが多いので、相談内容を区別して集約するということを行っていない等、具体的な経路についても伺えました。　後期でも、明確に差別という形で相談を受けることはないものの、会員同士で集まった際に、「こんな大変な思いをした」「こんなつらいことがあった」とか、お互いに話し合うような機会を持つようにしているとのことでした。ただし、それがどういうケースであれば、区に相談を挙げていくとか、もしくは別のルートに上げていくとか、そういったことを検討しているかというと、これまではそういったパスも品川区内にはなかったので、具体的に障害者差別に関する相談を報告することはしていないとのことでした。　前期・後期で共通して挙がったのは、区の相談員制度の話でした。制度では、それぞれの団体会員の方だけではなく、品川区民の方からの様々な相談がくるという話を伺っています。ただし、その中にも、差別事案なのかという判断については、差別事案として相談されるわけではないので、気になることについては、品川区に相談しているということでした。もし可能であれば、その相談の中にこれは差別に該当するのではないかと思われる事案を別にまとめて報告できるといいのではないかといったような案が上がることもありました。　次のページには、ヒアリング結果についてまとめました。　相談事例の集約方法としては、相談内容を区別して集約していないけれども、その団体の役員や理事あてに直接相談がくるという話がありました。　相談事例に対する解消のための対応や働きかけについては、関係各所に団体として独自に働きかけたり、理事会でその相談内容について、どう対応するか検討したりとか、必要に応じて区に相談するであったりとか、上位団体があるところでは、その上位団体の研修会に、事例共有して、その事例を検討するような場で意見交換を行ったことがあるという報告もありました。　最後に、この相談の経路や、差別事例の解消のための対応に、各団体としてどういったことを期待されるかという話をまとめています。　やはり相談しやすい体制整備を、各団体の皆さまがそれぞれ努力して行っておられるところですけれども、品川区のほうで相談しやすい体制ができるといいのではないかという意見がありました。この相談のしやすさということについては、もちろんＳＮＳ等のこともありましたが、例えば、手話通訳等、本当に自分が相談したいと思ったときにすぐに相談ができる人が常にいることも期待するといった声もいただいております。　それから、相談を受けた後に、どういった関係機関につなげていけばいいのかということですね。これは、この地域協議会の中でどういうふうに情報共有や理解啓発につなげるかといった仕組みを考えられたらいいかと思います。それと、もう一つは、相談を受けた時点から事態が悪化する前に、打開策や代替案を一緒に模索していく上での仕組みづくりということで、やはり一度相談が行われて、対応が十分に行われないまま、より事態が悪化してしまうということがあります。できるだけタイムリーに、この打開策や代替案を一緒に模索していけるような仕組みが品川区の中にもあったらいいのではないかということは、繰り返し出てきていた内容でした。　それから、相談があった場合、事業者等に対して、法の趣旨説明や啓発を働きかけるとともに、地域協議会の場で検討するという２段階の仕組みづくりが必要ではないかということについてもご提案いただきました。どういうことかというと、入店拒否があった場合に、何か月も先のこの地域協議会で相談しますよという話になっても、タイムリーな対応ができないわけですよね。ことが起こったときに、すぐ相談ができて、かつ、この差別解消法の趣旨を事業者に話す、もしくは一緒に話してくれるような、即座に対応してくれるような仕組みがあったらいいということです。　その後、この品川区という地域でどういうふうに差別解消を進めていけばいいのかというのは、まさにこの地域協議会の場で検討する内容になりますので、そういうふうに２段階で仕組みづくりをしていくといいのではないかという意見もいただいております。　事例検討については、本日初めて行うことになりますので、今後、よい形を整えて、皆さまと一緒に続けていければと思います。もちろん、事例検討では、これが合理的な配慮の不提供に当たるか、不当な差別的取扱いに当たるかを判定する機関ではありませんので、障害のあるご本人の方たちが体験された差別の事案を私たちが共有して、次の一歩として品川区の中で何ができるのかということを検討していくために事例検討していくということですね。そういった考えをこちらの地域協議会のほうで続けていければと考えています。　最後にその他になりますが、この地域協議会の活動の一環として、差別解消に関する普及啓発活動ですね。例えば、様々な開催されるイベント、福祉に関係するイベント、もしくはそうでないイベントの中でも、この差別解消に関する普及啓発につながるような活動を、この地域協議会がバックアップすることで提案をしていくことができるといいのではないかという意見も複数いただいております。　以上、全ての団体の皆さまと直接話をして、今の品川区の状況、課題感を理解することができました。こういった対話の機会がないと、現場で何が起こっているか分からないので、私は、今回そういうチャンスをいただきましたけれども、この地域協議会の場で本当にフラットに皆さまと一緒に自然に話ができるような機会をどんどんつくっていけるといいなと思っておりますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。ヒアリングの結果報告については私からは以上となります。　次に、資料３として添えております、品川区における障害者差別に関する相談の流れです。こちら、障害者施策推進課の皆さまのほうで、これまでやっていただいている流れですね。これを可視化するということを行いました、まとめております。　資料３の右側のほうに簡単なフロー図を書いております。このフロー図の意味について説明をしていきます。　まず、障害を理由とする差別に関する相談が、ご本人、その家族、関係者の方から行われます。その相談が行われる対象は複数のパターンがあります。　１つは、障害者施策推進課の皆さまに直接相談をするということですね。区役所に来庁、電話・ファクス、様々な形で相談が来ると思います。それに対して、障害者施策推進課の皆さまが直接その個別の相談に対して対応するということが行われています。これが、まず１つ目の道筋になります。　それから、もう一つは関係機関です。例えば、障害者施策推進課の皆さまだけではなくて、その他の行政機関、事業者、施設といった関係機関に、ご本人等から、直接的な相談が行われます。もちろん相談を受けた関係機関の皆さまは、その相談に対して、個別に対応を行っておられます。　関係機関に相談があった場合、今度は障害者施策推進課に、差別に関する事案の相談がありましたよと関係機関から相談があります。ですので、このケースにおいては、関係機関を通じて、間接的に障害者施策推進課に相談があるという形になります。この場合は、障害者施策推進課からは関係機関に回答しますので、関係機関の皆さまはそれを受けて、個別の相談に対応する流れになっているということですね。これが２つ目の流れです。　それから、３つ目の流れになります。これは、ご本人から、障害者団体や障害者相談員に相談があるということです。この相談は、障害者団体や、障害者相談員の皆さまが、何かしらの対応をされていると思いますけれども、差別に関する事案があった場合は、障害者団体や相談員の皆さまのご判断で、この障害者施策推進課のほうに情報提供が行われます。その後、障害者施策推進課のほうから、直接、ご本人に連絡して対応していくという流れですね。こういう流れが今想定されています。　直接の場合と、関係機関を通じて間接的に障害者施策推進課に相談がある場合と、障害者団体や障害者相談員から間接的に相談がある場合、こういった３つの道筋を想定しております。障害者施策推進課に、直接間接を問わず、障害を理由とする差別に関する相談は一旦集約されますので、この集約された内容は品川区障害者差別解消支援地域協議会に情報提供が行われます。　本日、後半で行われますが、事例の協議が行われて、この協議会として何ができるのかということを考えます。これは、地域における障害差別を解消するためにどんな取組みをするか、その事案の解決のために私たちが何かできることはあるか、類似事案の発生防止をどういうふうにしていくか。こういったことが、協議内容として話し合われることになります。　ただ、場合によっては迅速な対応が必要な場合があります。都度、地域協議会を開いて、皆さまで検討するということはなかなか難しいと思います。さらに、障害者施策推進課で、個別に専門性のある対応を考えていくということにも、なかなか大変な部分もあると思います。そこで迅速な対応が必要な相談については、地域協議会の会長や副会長に協議の上、まず一時的にそこで対応するということを考えております。その対応結果は、もちろん地域協議会にて、皆さまと共有する流れにしたいと思います。もちろん障害者施策推進課には全ての事案が集まっておりますし、結構なタイムラグはあるとは思いますけれども、この地域協議会の皆さまとも全ての情報が共有される流れになっていくといいのではないかと思っております。これが、過去行われてきたとは思いますけれども、これまで暗黙のうちに行われてきたようなところもありますので、ここで、一旦、今回のヒアリングや障害者施策推進課の皆さまがこれまでやってこられた流れなどをまとめたものが、今のような相談の流れになるということですね。　今後は、これを私たち地域協議会のメンバー全員で共有して、こんなふうに情報が今流れていっているということをイメージしていただけるといいのかなと思います。　一方で、かなり大枠的な概要になっていますね。例えば、関係機関ってどういうところがあるのか、関係機関の個別に対応された方々が、どのようにこの障害者施策推進課に上げていくといいのか、本当に、障害者団体、障害者相談員の皆さまが、これは差別じゃないかなと思うものを受けたときに、どのように判断して、障害者施策推進課のほうに上げていけばいいのか、様々な細部の点でまだ分からないことはあると思います。この辺のことは、ぜひ皆さまとこの地域協議会の中で相談しながら、どんなふうに進めていくと、よりよく情報が集まって、私たちが対応を果たせるようになっていくのかということは、引き続き、皆さまと一緒に相談をこの後できればなと思っております。　今のが、図の右側のこの資料３の図の流れの説明でした。１番で現状と課題ということと、２番で今後の取組み方針ということと、３番の検討課題ということですね。ちょっと繰り返しになりますが、ここ読ませていただきます。　１番、現状と課題です。これは、地域協議会への共有方法、ルートが分かりにくいということがあったということですね。２つ目は、専門的な相談内容は、適切なつなぎ先が分からないなど対応が難しいという課題があったということですね。　次に、２番の今後の取組み方針です。３つあります。　１つ目は、障害者団体や障害者相談員に寄せられた障害者差別に関する相談は、障害者施策推進課へ情報提供し、対応を引き継ぐということです。　２点目です。障害者施策推進課または関係機関、障害者団体、障害者相談員に寄せられた相談事例は、全て地域協議会へ事例共有するということです。　３点目です。障害者施策推進課に寄せられた相談等で、迅速な対応が求められる事案については、地域協議会の会長、副会長と随時協議して対応するということです。※印として、対応後、地域協議会に事例共有します。　３番目の検討課題です。これも２点ございます。　１点目は、関係機関や障害者団体、障害者相談員に寄せられる相談等を受ける中で、相談者の方から、障害者差別の事案と意思表明はなかったけれども、相談対応者が、明らかにこれは障害者差別の事案ではないかと思われる場合の情報共有の方法をどうしていくか。もちろん、障害者相談員の方に個人情報を公表してほしくない、あまりほかの方に言ってほしくない、いろいろなケースがあると思います。そういった相談を個別に受けられた団体や障害者相談員の方が、どのように、この協議会に至るまでの流れに乗せていくかということは検討課題だと思います。　２つ目は、地域協議会において相談事例を検討する際に、地域協議会の委員に対して、明示する情報の量ですね。かなり個人情報が関わってきますので、どこまで情報量を絞っていくのかということは課題になってくると思います。相談してこられた方の年齢、性別、もしくは、その事例の相手方の名称、事業分野など、どこまで明示していくのかということは、検討課題として、今後、皆さまと話ができればと思っているところです。　私個人としましては、ある程度の詳細なところがないと、その差別事案についてのニュアンスの部分が分かってこないところがありますので、一定の情報共有が必要ではないかと考えておりますが、皆さまからご意見があれば、ぜひいただきたいと思っているところです。 |

○各委員からの意見

|  |  |
| --- | --- |
| 近藤会長 | 　それでは、今のこの資料３について説明を私のほうから差し上げました。品川区における障害者差別に関する相談の流れです。また、３番で述べました検討の課題、この内容について、ご質問ご意見等ございましたら、委員の皆さまからいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 |
| Ａ委員 | やはりポイントとなるのは、広報ではないかと思っています。実際、差別を受けたとか、合理的な配慮をしてもらえなかった場合に、どこに相談できる、そもそも相談していいのかっていうことが、多くの障害者には分かっていない。また、事業者にも理解されてないのかなっていう気がいたしますので、こういった相談体制をつくりました、何かあったときには遠慮なく障害者施策推進課に電話してください、あるいは、メールしてくださいということを広く広報していただくことが、とても重要になってくるのではないかと思います。 |
| 近藤会長 | おっしゃるとおりだと思います。どのように区民の方に情報公開していくかは、ぜひ考えられたらなと思います。ありがとうございます。 |
| Ｂ委員 | 情報提供を障害者施策推進課にという話がありましたけど、区役所３階の窓口に行くと、障害者施策推進課は障害者支援課の隣で、直接、障害者相談員が話せるようなレイアウトになっていないと思いますが、資料３の一番右側にある情報提供というのは、メールとか手紙とか、実際に行って面談するとかいろんな方法があると思いますが、特に面談の部分が、あまり整備できていないのかなという気もします。いかがでしょうか。 |
| 近藤会長 | ありがとうございます。これはとても大事な部分だと思います。事務局からお願いします。 |
| 事務局 | ご意見ありがとうございます。資料３において、障害者施策推進課を二次的な窓口として、このように表記させていただいております。確かにレイアウト上、障害者支援課の窓口がメインになっているので、なかなか当課につなぎにくいという状況があって、そこの部分は、環境面でかなり皆さまに負担をかけているところではあります。情報提供としては、メールや電話、手紙等、いずれの形でももちろん結構ですし、窓口で障害者差別に関する相談ということで障害者施策推進課の担当を呼んでいただければ対応したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 |
| Ｂ委員 | 　障害者支援課の窓口で、障害者施策推進課の方をお願いしますと言って職員さんを呼んで話をするような、そういう手順ですね。 |
| 事務局 | そのような手順でお願いできればと思います。 |
| 近藤会長 | 　ここにおられる皆さまに関しては、障害者施策推進課のほうに直接話いただくという理解をしていただけたら結構かなと思います。ありがとうございます。 |
| Ｃ委員 | 　ヒアリングのまとめの中で、普及活動の問題が出てきています。個人からの相談についてですが、関係機関だとか行政関係の問題であれば、行政へ相談できます。ただ、個別だとその場限りですから、難しいわけです。そこで、ここに出てきている普及啓発活動、これを充実していただければなと思います。品川区では、広報しながわで、令和５年に、障害者差別解消法に関する記事が発行されています。こういう具合に、もう少し何回でも啓発していただければ、そういう個別関係が解消されるのではないかと思います。関係機関や事業者ならば特定されていますから、お願いして解決できるかもしれないですが、個別はなかなかそういかないので、もう少し充実していただけるとありがたいと思っております。 |
| 事務局 | 例えば、事務局でも成年後見人部会に呼ばれて、差別解消法の研修講師をしています。そのような形で、出向いて講演する機会が最近増えてきています。その他にも、社会福祉協議会や民生委員の障害者部会で１時間ほど講演しています。　難しいのは民間企業でして、大手企業では、制度的に差別解消法の研修を、自社内で講師の方を招いて実施していることが多いようです。障害者施策推進課で発行している差別解消法のハンドブックは、転入者の方に対して、地域センターや戸籍住民課の窓口で配っていただくように、周知しているところです。　そういった形で周知に努めておりますが、そういったアクセスができない方に対して、どのように周知していくかというのは、事務局としても悩んでいるところでございます。 |
| 近藤会長 | ありがとうございます。この理解啓発の実施については、みんなで案を出し合い、それぞれお持ちの機会を使って、どんどんやっていくしかないかなと思います。それに関して、ぜひこういう機会があるよということも、この協議会にお寄せいただけるといいのではないかと思います。そういう機会があったときは、こんなことやっていこうよというのを、みんなで話せたらいいかと思います。先ほどのようなパンフレットであるとか、理解啓発の何かいい案ありますか。この機会だったら、すごくいいのではないか、もし思いつくことあれば、おっしゃっていただければと思います。もちろん７団体の皆さまだけではなくて、その他、相談支援関係の皆さまでも、こういう機会があるのではないかということをおっしゃっていただけたらと思いますが、何かそういった機会はございますか。 |
| Ａ委員 | 品川のケーブルテレビで、時々、区の広報が流れていると思いますが、そういった時間帯で何か広報ができればいいのではないかというのが１つと、障害者関係の委員が、障害者差別に関する寸劇をやったら、とても理解が深まったという意見がありましたので、やはり法律はこうなっているというだけではなくて、実際にどういうことが起こっているかというのを、共感してもらえるような仕掛けがあるといいのではないかないと思います。 |
| 近藤会長 | ありがとうございます。寸劇ですか。みんなでやりますか。 |
| Ｄ委員 | 寸劇をヒントに思いつくところがありまして、私どもの上部団体でも、啓発のために寸劇をやっています。やはり、ダイコンちゃんと何かニンジンちゃんとかってかぶり物をして、こういうことがあるけど、みんなびっくりしないでねみたいな感じでやっています。啓発活動はうちの会ではやりたいと思っています。　福祉まつりのときに、来年度は啓蒙、啓発のためのブースをつくることにしました。今、実行委員制にして、皆さまで意見を出し合おうっていうところまで来ていて、皆さまにテーブルで何かやっていただければなと思って、考えているところです。 |
| 近藤会長 | ありがとうございます。寸劇が好きな人、ぜひ一緒に行きたいと思います。こういった福祉的なイベントでは、ぜひと思いますし、福祉にとらわれない、品川区民だったらこれだよねというイベントとかでもいいと思います。 |
| Ｂ委員 | 障害者支援課の相談窓口が、３つ、４つ並んでいますよね。アクリル板に、障害を理由とする差別に関する相談も受け付けているというのを表示すると、そういう内容の相談を受け付けていることを、出しておくと分かりやすいかなと思います。 |
| 事務局 | 今、窓口にはそのような表示はないですね。 |
| 近藤会長 | 　ありがとうございます。ぜひ事務局で検討をお願いできたらと思います。　この資料３の流れで、今後、地域協議会のほうに情報、事案が集まってくるという形で進めさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。　先ほど、Ａ委員のほうからもおっしゃっていただきましたが、この周知については、様々な啓発の機会を捉えて、何かの形で周知をしていくということをＢ委員のほうからおっしゃっていただきました、そういう相談ができるということを簡単に表示するということです。こういった形で、まず進めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。　全ての事案がここに集まってくるということになりますので、本当にちょっとした小さなことから、こういう事案が出てきていますよということを私たちが知るということで、次の一歩、何していけばいいかというのを、この地域協議会みんなで考えるというふうに進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 |

**（２）事例検討**

|  |
| --- |
| 相談事例（３件）について、事例検討を行いました。 |

**３．総評**

|  |  |
| --- | --- |
| 中村副会長 | 私は、「この協議会は何ができるのか」、「どんな役割を果たすべきなのだろうか」ということを常に考えておりまして、皆さまのご意見をお聞かせいただき、ありがとうございます。　本日、資料３の障害を理由とする差別に関する相談、この仕組みをより機能するような形で、本協議会が何らかの役割を果たせばいいなと思っています。このなかで特に大切だと思ったのは、資料３の右側のフロー上段の真ん中部分、関係機関から障害者施策推進課に相談が上がるようにすることが１つ目、もう一つは、事業者なども、この障害者施策推進課に相談できるような仕組みをつくること。さらに、団体や相談員の方が相談を受けたときに、これは障害者差別とどう判断するかという問題もあるし、解決方法としてはどんなものがあるのだろうかということを、障害者施策推進課に情報提供、相談する仕組みが出来上がるといいと、それらをまとめて、協議会で情報共有をし、皆さまから、またアイデアをもらう。さらに、より良いものをつくっていくができたらいいなということを、本日の話を聞いていて思いました。　個別事案を検討すると、やはり今までの抽象的なレベルでの話とは違うアイデアや発想がたくさん出てくるということを実感しました。ぜひ個別の案件をここの協議会でたくさん検討し、かつ、それに対する対策・解決策、この協議会ができること、役割、それから寸劇を含めた啓発活動などを検討できるようになったらいいなというふうに思います。　今日はとても有意義で、個別案件を取り扱ったということが大きな一歩だったというふうに思います。 |
| 近藤会長 | 中村副会長にまとめいただいたとおり、これからに向かうための私たちの方針のようなものができたなと思いながら聞いておりました。　事例検討については、議事録は公開しません。ただし、今回は何件の事案を取り扱ったということを公開させていただきたいと思っておりますが、そのなかで、何が具体的に話し合われたというこうとは、基本的には公開しない形式で、まず運用してみようと思います。何かこういう形式がいいのではということが、皆さまから、今後の協議会の場においてご提案いただけましたら、一緒に協議できればと思います。それから、令和６年度の協議会につきましても、事例検討については同じように進めていきたいと思います。　今回、後半のところで、こういう取組みをやっていったらいいのではないかという案がいくつも出てまいりましたので、来年度以降、何がどうできるのかという具体案を立てて、皆さまにご意見いただくことも出てくると思いますけれども、できることから一緒に進めていければと思いますので、来年度の協議会についても、よろしくお願いいたします。　では、本日、予定しておりました議題は全て終了となります。 |

**４．閉会**

　○障害者施策推進課長 挨拶